

報 告 事 項

報告第 1 号 東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会幹事会規程について

報告第 2 号 東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会専門部会規程について

報告第 3 号 東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会事務局規程について

報告第 4 号 東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会会計事務規程について

報告第 5 号 東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会会議資料の閲覧要領について

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会規約第13条第2項の規定に基づき、東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会幹事会(以下「幹事会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会(以下「協議会」という。)への提案事項に関すること。
- (2) 協議会に設置する専門部会の進行管理等に関すること。
- (3) その他協議会の運営全般に関し必要な事項。

(幹事)

第3条 幹事は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選による。

(幹事長及び副幹事長の職務)

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(関係職員等の出席)

第7条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものと

する。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成16年11月26日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職 名	区 分	職 名	区 分	職 名
八日市市	助役	永源寺町	助役	五個荘町	助役
	収入役		収入役		
	企画部長		総務課長		総務主監
区 分	職 名	区 分	職 名	区 分	職 名
愛東町	助役	湖東町	助役	能登川町	助役
	収入役		収入役		収入役
	合併推進室長		企画財政課長		総務部長
区 分	職 名				
蒲生町	助役				
	収入役				
	企画課長				

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会規約（以下「規約」という。）第14条第2項の規定に基づき、東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会専門部会（以下「専門部会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、規約第13条の規定に基づく幹事会の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第2条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、次のとおりとする。

- ・ 総務部会
- ・ 企画部会
- ・ 人権部会
- ・ 生活環境部会
- ・ 健康福祉保険部会
- ・ 都市建設部会
- ・ 産業経済部会
- ・ 教育部会
- ・ 議会部会

2 専門部会の委員は、別表に掲げる職名をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名

2 役員は、幹事会が協議して定める。

(役員職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けた

ときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は、部会長が招集するものとする。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。
- 4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第 7 条 専門部会に、必要に応じ分科会を設置することができるものとする。

(報告)

第 8 条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、随時幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第 9 条 専門部会の庶務は、東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会の事務局において処理する。

(委任)

第 1 0 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成 1 6 年 1 1 月 2 6 日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会名	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	能登川町	蒲生町
総務部会	総務部長	総務課長	総務課長	総務企画課長	総務課長	総務課長	総務課長
企画部会	企画部長	総務課副課長	総務課 課長補佐	総務企画課長	企画財政課長	総合企画課長	企画課長
人権部会	市民人権部長	総務課副課長	総務課 課長補佐	人権擁護課長	人権擁護課長	総務課 課長補佐	企画課参事
生活環境部会	生活環境部長	生活課副課長	地域生活課長	税務住民課長	環境整備課 課長補佐	住民環境課長	住民課長
健康福祉保険 部会	健康福祉部長	生活課長	健康福祉課長	健康福祉課長	保健福祉課長	健康福祉課長	福祉保健課長
都市建設部会	都市建設部長	地域整備課 副課長	地域整備課長	環境整備課長	環境整備課長	土木建設課長	地域振興課長
産業経済部会	産業経済部長	地域整備課長	産業振興課長	産業振興課長	産業振興課長	農林水産課長	産業課長
教育部会	教育部長	教育課長	教育主監	教育次長	教育次長	教育次長	教育委員会 総務課長
議会部会	議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長	議会事務局長

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会規約第16条第3項の規定に基づき、東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会(以下「協議会」という。)の事務局について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項。

(組織及び分掌事務)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務担当、計画担当、調整担当を置く。

2 各担当の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に局長、次長、主幹その他必要な職員を置く。

2 職員は、協議会の会長(以下「会長」という。)が任命する。

(職員の職務)

第5条 局長は、会長の命を受け、事務局の運営全般を統括する。

2 次長は、局長を補佐し、局長に事故があるとき、又は局長が欠けたときは、その職務を代理する。又局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局の事務の統括
- (2) 各班相互の連絡及び調整
- (3) 局長を除く事務局職員の指揮監督
- (4) 県事業に関する調整及び県との連絡調整

3 主幹は、次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 分掌する事務の統括管理
- (2) 所属職員の指揮監督
- (3) 各担当との連携

- (4) 次長の補佐
4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(職務権限)

第6条 協議会の運営における各職位の職務及び責任権限等に関しては、別に定めるものを除き、八日市市の制度を適用する。この場合において、「市長」とあるのは「会長」と、「部長」とあるのは「局長」と、「課長」とあるのは「次長」と読み替え、助役の権限に属する事案については、会長の決裁事案とみなすものとする。

(専決区分)

第7条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町、能登川町及び蒲生町との連絡調整に関すること。
 - (2) 協議会だよりの編集及び発行に関すること。
 - (3) 事務事業実態調査のとりまとめに関すること。
 - (4) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
 - (5) 物品及び現金の出納に関すること。
 - (6) 次長の休暇及び旅行命令に関すること。
 - (7) その他事務局の運営に係る基本方針に関すること。
- 2 次長は、次に掲げる事項を専決することができる。
- (1) 実務上の調査並びに照会及び回答に関すること。
 - (2) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに旅行命令に関すること。
 - (3) 各種資料等の調製に関すること。
 - (4) その他軽易な事案に関すること。

(代決)

第8条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

- 2 会長、副会長がともに不在のときは、局長がその事務を代決する。
- 3 局長が不在のときは、次長がその事務を代決する。
- 4 局長、次長がともに不在のときは、担当の主幹がその事務を代決する。

(文章の取扱い)

第9条 事務局における文章の收受、配布、処理編集、保存その他文章に関し必要な事項は、八日市市の制度を適用する。この場合において、「課」とあるのは「事務局」と、「課長」とあるのは「総務担当で局長が指定するもの」と、「課の係及び担当」とあるのは「事務局」と、「市長及び助役」とあるのは「会

長」と読み替えるものとする。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、管守者、用途及び個数は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の管守、取扱い等については、八日市市公印規則(昭和60年規則第21号)の規定を準用する。この場合において、「管守者」とあるのは「総務担当」と、「総務課長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

(職員の服務)

第11条 事務局の職員の服務及び勤務条件については、それぞれ派遣する市又は町の条例、規則、規程等の規定によるものとする。但し、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息時間については、八日市市の例によるものとする。

(職員の給与等)

第12条 事務局の職員の給与等については、それぞれの職員が属する市又は町が負担する。

2 事務局の職員の旅費については、八日市市職員等旅費支給条例(以下「条例」という。)の規定を準用し、協議会の予算において支給するものとする。但し、条例第14条第2項中「県内又は別表に定める乙地方へ」とあるのは「県内」と読み替えて適用する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成16年11月26日から施行する。

別表第1(第3条関係)

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会事務局事務分掌

総務担当

- (1) 庶務及び予算・会計に関すること。
- (2) 合併の諸手続に関すること。
- (3) 協議会の会議に関すること。
- (4) 合併に係る広報に関すること。
- (5) 合併に関する資料の編さん・調整等に関すること。
- (6) 人事に関すること。
- (7) 報酬等支給に関すること。
- (8) 国及び滋賀県等との連絡調整に関すること。
- (9) その他他の班に属さないこと。
- (10) 各市町との連絡調整に関すること。

計画担当

- (1) 東近江市・能登川町・蒲生町合併建設計画に関すること。
- (2) 財政計画に関すること。
- (3) 各市町との連絡調整に関すること。

調整担当

- (1) 各種事務事業調整及びそれに伴う関係市・町間調整に関すること。
- (2) 合併の方式に関すること。
- (3) 合併の期日に関すること。
- (4) 市の名称に関すること。
- (5) 市の事務所(市役所)の位置に関すること。
- (6) 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること。
- (7) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること。
- (8) 一般職の職員の身分の取扱いに関すること。
- (9) 特別職の身分の取扱いに関すること。
- (10) 財産の取扱いに関すること。
- (11) 地方税、使用料、手数料の取扱いに関すること。
- (12) 町名、字名の取扱いに関すること。
- (13) 一部事務組合等の取扱いに関すること。
- (14) 公共的団体等の取扱いに関すること。
- (15) 補助金、交付金等の取扱いに関すること。
- (16) 各種事務事業の取扱いに関すること。

別表第2（第10条関係）

名称	ひな形	寸法 (mm)	書体	管守者	用途	個数
東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会会長之印		方21	てん書	総務担当	協議会の一 般文書用	1

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会会計事務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会規約第18条の規定に基づき、東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、市町の負担金及びその他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、予算を調製し協議会の会議を経なければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議を経なければならない。

2 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合において、協議会を開催することができないときは、これを専決することができる。

3 前項の規定により、補正予算を専決したときは、関係市町にその写しを送付しなければならない。

(歳入歳出予算の款及び項の区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が別に定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(予算の流用及び充用)

第7条 歳出予算の流用をするとき、又は予備費の充用をするときは、調書を作成し、会長の承認を得なければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係市町に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、八日市市の例により、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成16年11月26日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 県補助金
3 諸収入	1 雑入	1 雑入
4 繰越金	1 繰越金	1 繰越金

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 協議会会議費
		2 その他会議費
	2 事務局費	1 事務局費
2 事業費	1 事業推進費	1 事業推進費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会会議資料の閲覧要領

(目的)

第1条 この要領は、東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会（以下「合併協議会」という。）の会議に関する資料を閲覧に供することにより、合併協議会の活動状況を広く住民に周知するとともに、その関心を高めることを目的とする。

(公開の会議資料)

第2条 合併協議会の会議に関する資料（以下「会議資料」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会議録
- (2) 会議資料

(会議資料の閲覧)

第3条 会議資料の閲覧は、合併協議会の事務局及び次に掲げる場所において行うものとする。

- (1) 八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町、能登川町及び蒲生町（以下「構成団体」という。）の合併担当課
- (2) 合併協議会が開設するホームページ
- (3) 前号に掲げる場所のほか、構成団体の各市町においてそれぞれ指定する場所

2 会議資料は、会議開催日以降において会議録が確定した日以後に閲覧できるものとする。但し、東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会会議運営規程第2条第1項の規定を適用し、会議を公開しないこととした場合又は、一部の資料について配付しないことを議長が認めた時は、閲覧に供しないものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、合併協議会の会議に関する資料の閲覧等に関し必要な事項は、会長の属する市町の例により会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成16年11月26日から施行する。

東近江市・能登川町・蒲生町合併検討協議会関係資料閲覧受付簿

閲覧日	氏名	住所	閲覧対象会議及び資料
			第 回合併協議会 会議録・会議資料
			第 回合併協議会 会議録・会議資料
			第 回合併協議会 会議録・会議資料
			第 回合併協議会 会議録・会議資料
			第 回合併協議会 会議録・会議資料
			第 回合併協議会 会議録・会議資料
			第 回合併協議会 会議録・会議資料
			第 回合併協議会 会議録・会議資料
			第 回合併協議会 会議録・会議資料
			第 回合併協議会 会議録・会議資料
			第 回合併協議会 会議録・会議資料
			第 回合併協議会 会議録・会議資料
			第 回合併協議会 会議録・会議資料
			第 回合併協議会 会議録・会議資料
			第 回合併協議会 会議録・会議資料
			第 回合併協議会 会議録・会議資料